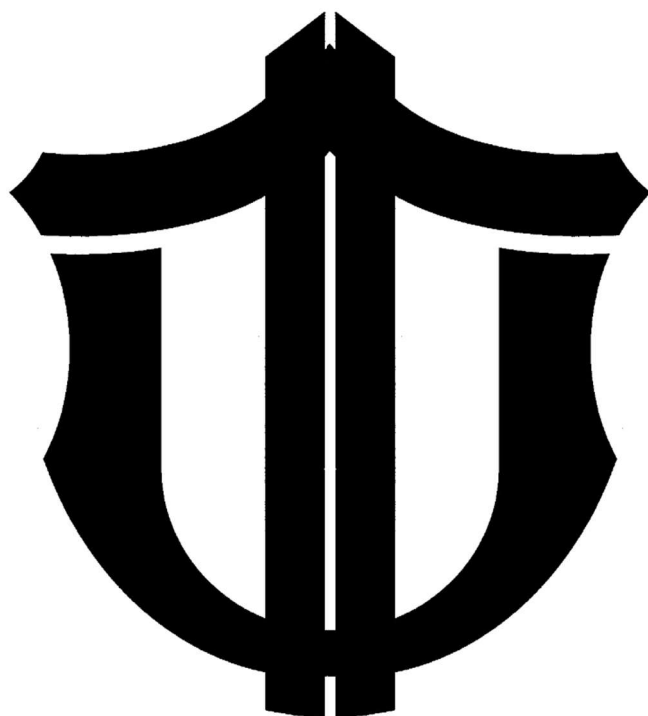


鯨井中学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

川越市立鯨井中学校

目 次

I 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの未然防止に関する指針
- 5 いじめの早期発見に関する指針
- 6 いじめの対応に関する指針
- 7 いじめ解消に関する指針
- 8 保護者・地域との連携
- 9 学校関係者評価による取組の検証
- 10 重大事態への対処
- 11 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間指導計画

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示す。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている生徒を絶対に守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

*基本理念（1）に係る対策の方針

- ① 生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- ② いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

*基本理念（2）に係る対策の方針

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ② いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

*基本理念（3）に係る対策の方針

- ① 学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童（生徒）等に対して、当該児童（生徒）等が在籍する学校に在籍している当該児童（生徒）等と一定の人間関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

＊いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

4 いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする生徒の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つ一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくり

を進める。

- (6) 一人ひとりの生徒の個性等への理解を深め、生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

5 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問、保護者会等の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

6 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は、組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐにいじめをした生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。

学校特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告

を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

いじめに係る情報や対応の経緯等については、生徒ごとに全て記録し、情報の共有を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ・学校いじめ対策委員会で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に対応する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な場合、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある場合は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている生徒から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である

こと」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・ いじめをしている生徒に対する成長支援の観点から、当該生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・ インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・ パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 いじめ解消に関する指針

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・ 相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・ いじめの行為の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定する。
- ・ 相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含めいじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身に苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

8 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・相談窓口広報リーフレット等の配布による、相談窓口の周知
- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活動を図るための生徒及び保護者への周知（相談日の案内等）

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及び川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課等との連携）
- ・情報課、情報モラルに係る研修会への保護者の参加

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・いじめの未然防止のためのスローガン等による、いじめ未然防止の啓発
- ・入学説明会等の機会を利用した、保護者に対するいじめ未然防止に係る啓発（学校基本方針の周知等）

(4) 学校基本方針や学校のいじめに対する取組の周知

- ・学校評議員会議やネットワーク連絡会等において、学校が抱えるいじめに係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について、共有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進を図る。
- ・学校基本方針については、各学校のホームページへ掲載するとともに、その他の方法により、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

9 学校関係者評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については学校いじめ対策委員会が行う。

10 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ① 生徒が自殺を企図した
- ② 身体に重大な傷害を負った
- ③ 金品等に重大な被害を被った
- ④ 精神性の疾患を発症した
- ⑤ 相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされた

⑥ その他校長や教育委員会が認めるもの

- ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
 - ・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。
（「事故速報」にて報告）
- (3) 教育委員会は重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 重大事案の調査について
- 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下「調査組織」という）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ・調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・いじめを受けている生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ・いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 学校は調査結果について、教育委員会に報告する。（「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）

II その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「学校いじめ対策委員会」の構成員は、学校の管理職、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、さわやか相談員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の専門家並びに自治会関係者やPTA役員等、地域住民や保護者の参画を図ることで、より実効性の高い組織作りに努めるものとする。

- ・「学校いじめ対策委員会」の具体的な役割は次の通りである。
 - ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ② 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・修正の中核としての役割
 - ③ いじめの相談窓口としての役割
 - ④ いじめに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ⑤ いじめに係る情報があった時には共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関

する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

Ⅱ 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動の実施
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・民生委員児童委員や主任児童委員との情報交換・連携

Ⅲ いじめ防止年間計画

※別紙添付

R 6 鯨井中学校いじめ防止年間計画

※定期的に実施していくもの

毎週実施：生徒指導部会 教育相談部会

毎学期実施：教育相談アンケート いじめアンケート学校生活アンケート → チャンス相談実施

実施 期間	活動計画 (学：学校 生：生徒会 保：保護者)	活動内容	留意点
4 月	学：校内研修 学：学級づくり 保：全校保護者会 学：部活動保護者会	・学校の指導方針の周知・徹底 いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ・いじめ問題に対する学校の方針の説明 ・生徒や保護者に向け、部活動内での協力、思いやりの重要性を認識	学校におけるいじめの対応方針の確認
5 月	学：二者面談 学：第1回アンケート調査 学：体育祭 学：校内研修	・いじめに関する実態把握 ・様々な競技を通し、生徒間の協力、思いやりを養う ・個々の生徒の情報交換と対応の検討 ・いじめ問題に関する学校の情報提供	保護者の理解を得る いじめの実態を把握する 教員の資質向上
6 月	学：人権作文、人権標語	・国語科、社会科の授業等を通して人権感覚を養う	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
7 月	保：保護者会 保：三年三者面談	・いじめの実態の把握、生徒の変容の確認 ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童員との意見交換、地域との連携、今後の取組についての話し合い	地域の理解を得る
8 月	学：校内研修 学：小中合同研修会 学：部活動の指導	・いじめの把握、初期対応 ・校種間連携、いじめをなくす為の取組 ・部活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う	小中間の連携した取組を確認する 教員の資質向上
9 月	学：第2回アンケート調査 学：校内研修 学：ひいらぎ祭・くじら祭	・夏休み後のいじめに関する実態把握 ・アンケート調査の内容の確認 ・アンケート及び二者面談で把握したいじめ問題への対応について	いじめの実態を把握する 教員の資質向上
10 月	学：合唱祭 生：生徒会本部役員選挙	・練習等の活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う ・子どもたちの手で、いじめのない学校づくりの推進を行う	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
11 月	学：人権週間 学：全校三者面談 学：小江戸マラソン 生：いじめ撲滅キャンペーン	・道徳：各学年共通の資料による指導 ・学級活動：各学年の共通の題材による指導 教科：国語、社会 ・いじめに関する実態把握 ・街頭応援により思いやりを養う ・スローガンの募集と掲示による生徒の意識高揚	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
12 月	保：保護者会 学：三年三者面談 学：部活動の指導	・保護者からの情報や意見の聴取 ・進路指導 ・部活動を通し、生徒間の協力、思いやりを養う	いじめの実態を把握する
1 月	学：校内研修 保：1、2年保護者会 学：第3回アンケート調査	・保護者、地域との連携を図る取組について ・冬休み後のいじめに関する実態把握	教員の資質向上
2 月	学：修学旅行 学：職場体験学習 学：新入生保護者会 学：第2回小中連絡協議会	・班、学級、学年内の協力思いやりを養う ・参加生徒同士の協力・職場内での協力の大切さ ・保護者からの情報や意見聴取（アンケート実施） ・小中連携による情報交換	子ども自身の力で、いじめのない学校を作る
3 月	学：校内研修 保：保護者会 学：第3回小中連絡協議会	・次年度に向けての取組の検証 ・次年度の学級編成等での配慮 ・小中連携による情報交換	次年度に向けての準備